

### 特別徴収（年金天引き）の方へ 介護保険料・仮徴収のご案内

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、年に6回、偶数月に行われます。しかし、年間の保険料は、市民税・都民税の課税内容などに基つき算定されるため、前年の所得が確定する7月にならなければ決まりません。

そのため、4月・6月・8月に特別徴収で納めていた保険料は、2月に納めていただいた額を、仮の保険料として納めていただくこととなります。

#### 仮徴収額を変更する 場合があります

仮徴収が行われる年度前半（4月・6月・8月）の保険料額と、年度後半（10月・12月・翌年2月）の保険料額が大幅に増額または減額になることが見込まれる場合は、年度の前半と後半の天引き額が極力均等になるよう、8月の仮徴収額を変更（平準化）することがあります。



### 20歳を迎えた学生は 「学生納付特例」の ご利用を

20歳以上60歳未満の国内に在住の方は、国民年金への加入が義務付けられています。

日本年金機構では、20歳を迎える方へ誕生日の前月・当月に、保険料や支払方法などの詳しい内容が記載された「リーフレット」

#### ◎ 学生納付特例とは

「学生納付特例」とは、所得が少ない学生を対象に保険料の納付が猶予される制

度です。もし学生で保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」の申請ができます。

#### ◎ 学生納付特例の対象者

大学や専門学校など（学校法人で規定されている修業年限が1年以上の課程がある学校）に在籍し、本人の前年所得が基準以下の方が対象です。

#### ◎ 手続き方法

学生証・年金手帳などを持つ上で、市役所または年金事務所まで手続きができます。

#### ◎ 追納保険料について

申請後、同機構から「承認または却下通知」が届きます。承認となった場合は、10年以内であれば後から納めること（追納）ができ、追納した期間は保険料を全額納付した場合同じ扱いになります。

#### ◎ 学生納付特例とは

追納する対象期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、



大幅に増額または減額になることが見込まれる場合は、年度の前半と後半の天引き額が極力均等になるよう、8月の仮徴収額を変更（平準化）することがあります。



承認されていた期間当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。追納保険料は、承認期間のうち古い月の分から納付することにようになります。

#### ◎ その他

すでに猶予されている方で29年度も引き続き同じ学校に在学予定の方は、3月末に送付したはがき形式の「学生納付特例申請書」に必要事項を記入の上、返送すれば申請ができます。

また、制度を利用せず保険料の納付を希望する場合は、納付書を送付しますのをご連絡ください。

詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411 または、ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165へ。

## ライジングサン

市長 並木克巳



新年度を迎えて待ち遠しかった春を迎えました。先日見た映画の中で、言葉の力（希望を言葉にすること）についてのせりふがありました。私も「意志」と「言葉」によって力をもちよう場面があります。言葉を発すること、考えを整理し、意志を確認し、それによって不安を乗り越え、時に他人の意見を聞きながら、自分の力を信じていることができるのかもしれない。

「人間は体によくはないものは排泄するもの」は受け売りですが、なるほどと感心しました。

市民の皆さまの、夢と希望にあふれる新たなスタートを期待しております。

### 柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の 施術に関する照会に ご協力ください

市では医療費適正化への取り組みとして、国民健康保険被保険者が、国民健康保険を使って施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。

施術内容を確認するため、文書で問い合わせることがありますので、負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などを保管し、照会文書が届いた場合は、ご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係 ☎470・7733 へ。

### 建築制限条例の一部を改正しました

28年11月29日に「久留米東村山線沿道柳窪地区地区計画」を決定したことに伴い、「東久留米市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例」の一部改正し、29年3月31日から施行しました。

今回の改正は、同地区計画の「建築物等に関する事項」で定められたもののうち「建築物の敷地面積の最低限度」「壁面の位置の制限」および「建築物の高さの最高限度」の特に重要な事項を新たに定めるものです。

条例で定めた事項は、建築物などの新築・増改築などを行う際に必要な建築確認申請2へ。

## 5月の気軽な無料相談

相談内容・定員	実施日	時間	会場	相談員	予約開始日	問い合わせ先
法律相談（各日8人）	10日（水）	午前10時から	市役所2階相談室	弁護士	4月27日（木）	午前8時半から電話で生活文化課 ☎470・7738
	17日（水）				5月18日（木）	
不動産・相続・会社の登記等相談（5人）	24日（水）	午後1時から		司法書士	4月28日（金）	
	31日（水）					
表示登記・土地の境界等相談（4人）	10日（水）	午前10時から		土地家屋調査士	5月11日（木）	
相続・遺言・成年後見等手続き相談（5人）	17日（水）	午後1時から		行政書士	5月18日（木）	
税務相談（5人）	24日（水）	午後1時半から		人権擁護委員	4月27日（木）	
人権・身の上相談（4人）	11日（木）	午後1時から		宅地建物取引士	5月25日（木）	
不動産取引相談（5人）	31日（水）	午前10時から		弁護士		
交通事故相談（5人）	8日（月）	午後1時半～4時半		社会保険労務士		
女性の悩みごと相談（各日3人）	12日（金）	午前10時～午後1時	女性カウンセラー	4月19日（水）	午前9時から電話で男女平等推進センター ☎472・0061	
	15日（月）	午後1時半～4時半		4月28日（金）		
	22日（月）	午後1時半～4時半		29日（月）		
女性弁護士による法律相談（3人）	12日（金）	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	4月21日（金）		
経営相談	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会経営指導員	前日までに	市商工会 ☎471・7577

相談内容	実施日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	5月は実施しません			東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎476・1515
教育相談 ※電話相談も可。	火曜～土曜日	午前10時～午後5時	中央相談室（成美教育文化会館内教育センター） 滝山相談室（西中学校隣）	教育相談員	中央相談室 ☎473・3667 滝山相談室 ☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課（市役所2階）	母子・父子自立支援員	児童青少年課 ☎470・7736
身体障害者相談	12日（金）	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課 ☎470・7747、ファクス 475・8181
知的障害者相談	10日（水）			知的障害者相談員	同センター ☎477・2711
心身障害者（児）相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	※直接会場へ。
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	11日（木）	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談 ※電話相談も可。	平日		生活文化課（市役所2階）	消費生活相談員	市消費者センター ☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	17日（水）	午前10時～正午		行政相談委員	生活文化課 ☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係 ☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課（市役所1階）	相談支援員	福祉総務課 ☎470・7741